2　法人課税

(一)　中小企業者等の法人税率の特例について、平成二四年四月一日から平成二七年三月三一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額のうち年八〇〇万円以下の金額に対する法人税率を一五パーセント（改正前一八パーセント）に引き下げることとした。（第四二条の三の二及び第六八条の八関係）

なお、協同組合等又は特定の医療法人が連結親法人である場合の法人税率は、年八〇〇万円以下の金額に対して一六パーセント（改正前一九パーセント）に引き下げた。

(二)　集積区域における集積産業用資産の特別償却制度について、指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額のうち一定の金額を超える部分の金額を対象から除外した上、その適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（第一一条の二、第四四条及び第六八条の二〇関係）

(三)　特定農産加工品生産設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者で特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する特定農産加工業者で中小企業者等に該当するもののうち同法に規定する経営改善措置に関する計画について同法の承認を受けたものが、平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日までの間に、特定農産加工品生産設備の取得又は製作をして、特定農産加工業に属する事業の用に供した場合には、その特定農産加工品生産設備の取得価額の一〇〇分の三〇相当額の特別償却ができることとした。（第一一条の三、第四四条の四及び第六八条の二五関係）

(四)　特別修繕準備金制度について、対象となる特別の修繕から、銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕、球形のガスホルダーにつき定期的に行われる検査を受けるための修繕並びに貯油槽につき定期的に行われる検査又は点検を受けるための修繕を除外することとした。なお、これらの修繕に係る準備金の取崩しについて所要の経過措置を講じた。（第二〇条の三、第五七条の八、第六八条の五八、附則第五〇条、第六五条及び第八二条関係）

(五)　中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置について、割増率を一〇〇分の一二（改正前一〇〇分の一六）に引き下げた上、その適用期限を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（第五七条の一〇及び第六八条の五九関係）

(六)　特定の医療法人の法人税率の特例について、各事業年度の所得の金額のうち年八〇〇万円を超える部分の金額に対する法人税率を一九パーセント（改正前二二パーセント）に引き下げることとした。（第六七条の二及び第六八条の一〇〇関係）

なお、特定の医療法人が連結親法人である場合の税率は、年八〇〇万円を超える部分の金額に対して二〇パーセント（改正前二三パーセント）に引き下げた。

(七)　特定目的会社に係る課税の特例等について、一定の要件を満たす特定目的会社等の欠損金の繰越控除制度の適用については、その控除限度額をその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とした。（第六七条の一四、第六七条の一五、第六八条の三の二及び第六八条の三の三関係）

(八)　特定の協同組合等の法人税率の特例について、各事業年度の所得の金額のうち年一〇億円を超える部分の金額に対する法人税率を二二パーセント（改正前二六パーセント）に引き下げることとした。（第六八条及び第六八条の一〇八関係）

(九)　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(1)　エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の二の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(2)　事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の四、第四二条の七及び第六八条の一二関係）

(3)　事業革新設備等の特別償却（旧租税特別措置法第一一条の二、第四四条の二及び第六八条の二一関係）

(4)　岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金（旧租税特別措置法第二〇条の二、第五五条の六及び第六八条の四五関係）

(5)　商工組合等の留保所得の特別控除（旧租税特別措置法第六一条関係）

(6)　当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする次の制度について、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、適用対象となる費用等の額、適用金額等を記載した書類を添付した場合に限り、確定申告書等に添付された書類に記載された適用対象となる費用等の額を基礎として計算した金額に係る控除を受けることができることとした。（第一〇条、第一〇条の二、第一〇条の二の二、第一〇条の三、第一〇条の四、第一〇条の五、第一〇条の六、第四二条の四、第四二条の四の二、第四二条の五、第四二条の六、第四二条の九、第四二条の一〇、第四二条の一一、第四二条の一二、第四二条の一三、第六八条の九、第六八条の九の二、第六八条の一〇、第六八条の一一、第六八条の一三、第六八条の一四、第六八条の一五、第六八条の一五の二及び第六八条の一五の三関係）

(1)　試験研究を行った場合の特別税額控除

(2)　試験研究を行った場合の特別税額控除の特例

(3)　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(4)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(5)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除

(6)　沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(7)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除

(8)　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除

(9)　法人税等の額から控除される特別控除額の特例

3　国際課税

国外関連者との取引に係る課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（第六六条の四及び第六八条の八関係）

(一)　法人の国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に関する調査に係る質問検査権、当該調査において提出された帳簿書類の留置き等に関する事項について整備を行う。

(二)　国外関連者との取引に係る課税の特例に係る法人税の更正の請求について、請求をすることができる期間を六年（改正前一年）に延長する。

4　消費課税

酒税等の特例の対象者等に関する調査に係る質問検査権、当該調査において提出された物件の留置き、調査の事前通知の手続等に関する事項について整備を行うこととした。（第二二条関係）

二一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

国外送金等調書の提出に関する調査に係る質問検査権、当該調査において提出された物件の留置き等に関する事項について整備を行うこととした。（第五条関係）

二二　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正関係

たばこ特別税の調査に関する当該職員の質問検査権、当該調査において提出された物件の留置き、調査の事前通知の手続等に関する事項について整備を行うこととした。（第一九条関係）

二〇　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正関係

内国消費税の調査に関する当該職員の権限、当該調査において提出された物件の留置き、調査の事前通知の手続等に関する事項について整備を行うこととした。（第二二条関係）